

静岡県告示第420号

静岡県私立高等学校等奨学給付金助成事業実施要綱（平成30年静岡県告示第479号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前					改正後				
第1～第3 (略)					第1～第3 (略)				
第4 給付金の年額					第4 給付金の年額				
(略)					(略)				
世帯の区分		高等学校等の種類及び課程等			世帯の区分		高等学校等の種類及び課程等		
		私立の通信制及び高等学校等専攻科以外	私立の通信制	私立の高等学校等専攻科			私立の通信制及び高等学校等専攻科以外	私立の通信制	私立の高等学校等専攻科
(略)					(略)				
生活保護（生業扶助）世帯でない非課税世帯	第3(4)イに規定する世帯	134,600円	52,100円	52,100円	生活保護（生業扶助）世帯でない非課税世帯	第3(4)イに規定する世帯	137,600円	52,100円	52,100円
	第3(4)ウに規定する世帯	152,000円				第3(4)ウに規定する世帯	152,000円		
第5 (略)					第5 (略)				
第6 支給の決定					第6 支給の決定				
知事は第5の規定による申請に基づき支給の可否を決定し、その結果については高等学校等及び高等学校等専攻科を経て保護者等へ通知するものとする。ただし、直接知事へ申請した者については高等学校等及び高等学校等専攻科又は保護者等のいずれかに通知することができるものとする。					知事は第5の規定による申請に基づき支給の可否を決定し、その結果については <u>静岡県私立高等学校等奨学給付金支給決定通知書（様式第3号）</u> 又は <u>静岡県私立高等学校等奨学給付金不支給決定通知書（様式第4号）</u> により、高等学校等及び高等学校等専攻科を経て保護者等へ通知するものとする。ただし、直接知事へ申請した者については高等学校等及び高等学校等専攻科又は保護者等のいずれかに通知することができるものとする。				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

静岡県私立高等学校等奨学給付金受給申請書

※必須項目

次の4点を確認の上、□にチェックしてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は静岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな			高校生等との関係 (いずれかにチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 親権者 ・ <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 ・ <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
申請者(保護者等)氏名				
申請者現住所等	〒 -		(自宅電話)	(携帯電話)
基準日現在の申請者住所 (上記と異なる場合)	〒 -			

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	昭和 年 月 日	平成 年 月 日
氏名					
学校設置者名			入学年月	年 月	
学校名			学年	年	
学校所在地	〒 -				
学校の種類 課程・学科	<input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校(後期課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校(1~3学年) <input type="checkbox"/> 高等学校等専攻科		<input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程) <input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程) <input type="checkbox"/> 各種学校(外国人学校) <input type="checkbox"/> 各種学校(その他)		課程・学科 <input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 昼間学科 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 夜間等学科 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制学科
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
(静岡県内入校欄)	休学・復学	<input type="checkbox"/> 基準日現在休学していない <input type="checkbox"/> 月 日復学(基準日現在休学)			
	支援対象区分	<input type="checkbox"/> 就学支援金受給資格者 <input type="checkbox"/> 学び直し支援金対象者			
	在学等証明	対象生徒は基準日(7月1日)現在本校に在学し、上記の内容に相違ないことを証明します。 年 月 日 学校名 学校長氏名			

印

**生業扶助による申請→(1)を、住民税非課税による申請→(2)及び(3)又は(4)を記入してください。**

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】(該当する□にチェックをしてください。)

(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。 ※生業扶助による申請の場合

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2)生業扶助を受給していないことの確認

※(3)及び(4)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にチェックしてください。 ※非課税による申請の場合

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

(3)次の者の課税証明書等を提出します。 ※非課税による申請の場合

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等 (専攻科のみ) 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にチェックを付けてください。
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人( )名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

○ 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。 ※記入もれ注意

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

(4)次の理由により、課税証明書を出しません。

所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【扶養親族の状況について】[非課税世帯で、かつ対象生徒以外に扶養している子ども(※1)がいる場合のみ記入してください。]

※1 当該世帯に7月1日現在、対象となる高校生等以外に当該世帯に扶養される兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等及び15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に記入し、確認書類として健康保険証等の写しを添付してください。

※2 「対象生徒」とは、本申請で対象としている高校生等の氏名を記載してください。

※3 「対象生徒との続柄」欄は、対象となる高校生等を基準とし、該当する続柄に○を付けてください。 該当者のみ

扶養している子どもの状況	扶養している子どもの氏名	対象生徒との続柄	生年月日	年齢	職業又は学校名 (高校生等の場合は学年等)	課程	今年度の給付金の申請の有無
		対象生徒	—	—	—	—	—
		兄・弟 姉・妹	平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		兄・弟 姉・妹	平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※県記入欄	学 校	全日制等・通信制・専攻科	支給	区分	生業扶助	全①	全②	通信・専攻科
	生業扶助	未受給・受給	可・否	支給額	52,600円	137,600円	152,000円	52,100円
	兄弟姉妹等	無・有						

(別紙)

### 記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次により記入してください。

- 基準日（7月1日）現在、在籍している学校について、記入してください。
- 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次により記入してください。

基準日（7月1日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している場合は（1）を、生業扶助を受給していない場合は（2）及び（3）又は（4）を記載してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ（1）に該当する場合は、基準日（7月1日）現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

ハ（3）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入を行い、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書等）を添付してください。

ニ（3）②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この場合は、別途、事実を証明できる書類等を添付してください。

ホ（3）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ヘ（3）⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

※健康保険証等の写しを添付する際は、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキング（黒く塗りつぶす等）してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

- ・生徒に父母がいる場合  
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
- ・生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（ア）～（エ）に掲げる者である場合  
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。  
（ア）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者  
（イ）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者  
（ウ）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者  
（エ）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

- ロ (3)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- ハ (3)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。  
(3)②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ニ (3)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

**【扶養親族等の状況について】の欄は、次により記入してください。**

- (1)に該当する（基準日（7月1日）現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給している）場合は、記入不要です。
- 高等学校等に通う高校生等及び15歳以上（中学生は除く）23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

#### 留意事項

- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、静岡県私立高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 同一生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部または全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- その他、不利益が生じる恐れがありますので、基準日（7月1日）現在の内容を正しく記入してください。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

#### 附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。